

変更届記載上の注意(配置販売業)

変更届が必要な項目	添付書類
開設者の氏名又は住所 (法人は主たる事務所の名称・所在地)	法人: 登記の履歴事項証明書(発行後6ヶ月以内のもの) 個人: 戸籍謄(抄)本又は住民票 (6ヶ月以内のものが有効) * 法人の名称変更に関する注意点 合併等で法人が変わることによる名称変更 新規許可申請 法人の変更は伴わず、単に名称が変更するのみ 変更届
被知識経験認定者の姓名又は	戸籍謄(抄)本(姓名が変更したとき)又は 住民票(住所が変更したとき) (6ヶ月以内のものが有効)
業務を行う役員の氏名 (開設者が法人のとき)	登記の履歴事項証明書(発行後6ヶ月以内のもの) 新たに役員になった者の診断書(診断後3ヶ月以内のもの) 又は疎明書 業務分掌表(薬事に関する役員を画定したときのみ提出する) 法第5条第3号イから八まで及び成年被後見人の該当の有無を、変更届書の備考欄に記載してください。 (記載例)法第5条第3号イから八までに掲げるもの及び成年被後見人に該当しない。
資格者を変更した場合	申請者が法人の場合のみ該当します。 資格者であったものが、解雇・死亡等により当該法人の業務を行う役員の地位を失った日において、当該法人の業務を行う役員の中に資格者に該当する者がいるときには、そのものを資格者とする旨の変更の届出を、変更の事由が生じた日から、30日以内に提出することにより、許可の失効を免れることができる。 これ以外の場合には、新たに許可を受けるものとする。 当該資格者が、既に役員の届出を済ませている場合 (1) 資格を証明する書類 資格者変更と当該資格者の役員変更とを同時に行う場合 (1) 資格を証明する書類 (2) 診断書又は疎明書 (3) 登記事項証明書 (4) 業務分掌表